

山口県報

平成20年
10月17日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三

土地収用法の規定に基づく事業の認定 (監理課) 七

公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請 (港湾課) 八

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (港湾課) 一

公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) 二

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) 三

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 三

地域森林計画の案の縦覧 (森林企画課) 四

地域森林計画の変更の案の縦覧 (三件) (森林企画課) 四

契約の締結 (技術管理課) 五

契約の締結 (物品管理課) 五

山口県告示第四百九十号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十月十七日から同年十一月六日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 ($m^3/日$)	工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定	使用時間 隔りの使用 間隔 連 続 時 間 変 動 の 概 要
三三ーリ	三六	平成二〇、 一、七	平成二〇、 一、三〇	平成二〇、 一、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
"	三・五	"	"	"	"
三七ータ	七二	"	"	"	"

備考 「三三ーリ」及び「三七ータ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	八	通 常	最 大	二、九三、五〇八
"	九、六	通 常	最 大	一四〇、四〇〇
三	二・五	通 常	最 大	二、九三、五〇八
五	四・三	通 常	最 大	二、九三、五〇八
一〇	六	通 常	最 大	二、九三、五〇八
二〇	三	通 常	最 大	二、九三、五〇八
"	検出せず	通 常	最 大	二、九三、五〇八
一・三	〇・九	通 常	最 大	二、九三、五〇八
二・二	一・二	通 常	最 大	二、九三、五〇八
"	〇・一	通 常	最 大	二、九三、五〇八
"	〇・二	通 常	最 大	二、九三、五〇八

山口県告示第四百九十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十月十七日から同年十一月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

酸化処理施設				中和酸化処理槽				種類	
処理後		処理前		処理後		処理前		項目	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	通	大
七	"	二	"	八	"	二	"	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水等の汚染状態の値
八〇六	"	四〇〇	"	九〇六	"	九〇二	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質の汚染状態の値
四一六	"	一、二六四	"	六七	"	三〇二	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
四一六	"	一、二六四	"	六七	"	三〇二	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	二	"	"	"	五	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	二	"	"	"	五	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	二	"	"	"	五	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	一・一三	"	三六	"	二	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	一・七三	"	三七	"	三	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	"	"	"	"	〇・〇四	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	"	"	"	"	〇・〇六	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	六七二	"	二九四	"	二四四	"	汚水等の一日当たりの量 (m³)	汚水等の一日当たりの量 (m³)
"	"	六七二	"	二九四	"	二四四	"	汚水等の一日当たりの量 (m³)	汚水等の一日当たりの量 (m³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考		「三三一口」及び「三三一リ」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設及び廃カス洗浄施設をいう。		「(二基)三三一口」		「三三一口」		「三三一リ」		「三三一口」		種類	
変更後		変更前		変更後		変更前		変更後		変更前		項目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通	大
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水等の汚染状態の値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質の汚染状態の値
六一〇	五〇	六一〇	五〇	六一〇	五〇	六一〇	五〇	六一〇	五〇	六一〇	五〇	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
六一〇	五〇	六一〇	五〇	六一〇	五〇	六一〇	五〇	六一〇	五〇	六一〇	五〇	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
一五〇	一・五	一五〇	一・五	一五〇	一・五	一五〇	一・五	一五〇	一・五	一五〇	一・五	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
一五〇	一・五	一五〇	一・五	一五〇	一・五	一五〇	一・五	一五〇	一・五	一五〇	一・五	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素の値
三・五	一・五	三・五	〇・二	三・五	〇・二	三・五	〇・二	三・五	〇・二	三・五	〇・二	汚水等の一日当たりの量 (m³)	汚水等の一日当たりの量 (m³)
三・五	一・五	三・五	〇・二	三・五	〇・二	三・五	〇・二	三・五	〇・二	三・五	〇・二	汚水等の一日当たりの量 (m³)	汚水等の一日当たりの量 (m³)

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

総合排水処理施設		処理前		処理後	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
八	九	六	九	六	六
三	三	三	三	三	三
五	五	五	五	五	五
一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二
〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二
二・九三、五八	二・九三、五八	二・九三、五八	二・九三、五八	二・九三、五八	二・九三、五八
二・九三、五八	二・九三、五八	二・九三、五八	二・九三、五八	二・九三、五八	二・九三、五八

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目		排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		変更前	変更後	常	大	
		水素イオン濃度 (水素指数)	八	九	六	
		化学的酸素要求量 (mg/l)	二・五	四・三	六	
		浮遊物質 (mg/l)	一三	一三	六	
		鉱油類 (mg/l)	検出せず	検出せず	六	
		窒素 (mg/l)	〇・九	〇・九	六	
		リン (mg/l)	〇・一	〇・一	六	
			二・九三、五〇八	二・九三、五〇八	二・九三、五〇八	
			二・九三、五〇八	二・九三、五〇八	二・九三、五〇八	

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 日本ポリウレタン工業株式会社

住所 東京都港区芝四丁目一番二二三号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 日本ポリウレタン工業株式会社南陽本部第一製造所

所在地 周南市開成町四五五番地

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有

機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を

変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

		活性炭処理施設				生物処理施設				種 類	
処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		項 目	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	通	最
二	"	"	"	二	"	七	"	一〇	"	通	常
三〇	"	"	"	三〇	"	八〇	"	九〇	"	最	大
二六・七	"	三三	"	一五〇	"	五〇	"	五〇〇	"	通	常
二六・七	"	三三	"	一五〇	"	五〇	"	五〇〇	"	最	大
二五・六	"	三〇	"	四〇	"	"	"	五〇	"	通	常
二五・六	"	三〇	"	四〇	"	"	"	五〇	"	最	大
"	"	"	"	"	"	"	"	検出せず	"	通	常
五・三	一五	六	二五	一〇	一五〇	七〇	一五〇	七〇	七〇	通	常
五・三	四〇	六	六六・七	一〇	一七五・八	七〇	一七五・八	七〇	七〇	最	大
"	"	"	"	〇・一	"	"	"	九・五	九・五	通	常
"	"	"	"	〇・一	"	"	"	九・五	九・五	最	大
三、五六	"	"	"	二、八三五	"	"	"	三五〇	三五〇	通	常
三、五六	"	"	"	二、八三五	"	"	"	三五〇	三五〇	最	大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

		四六一二		四六一イ		種 類	
項目		変更後	変更前	変更後	変更前	通	最
水素イオン濃度 (水素指数)	"	一〇	"	二二	"	二二	二二
化学的酸素要求量 (mg/l)	"	五〇〇	"	一五〇	"	一五〇	一五〇
浮遊物質 (mg/l)	"	五〇	"	四〇	"	四〇	四〇
室 状 態 の 値	一五〇	七〇	二五	一〇	一七五・八	七〇	六六・七
窒 素	"	九・五	"	〇・一	"	〇・一	〇・一
燐	"	九・五	"	〇・一	"	〇・一	〇・一
汚水等の一日当たりの量 (m³)	"	五六	"	七四	"	七四	七四
	"	五六	"	七四	"	七四	七四

備考 「四六一イ」及び「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

中和処理施設		
処理後		
変更後	変更前	変更後
"	七	"
"	九、六	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
一一・六	五・三	一一・六
三一・七	五・三	三一・七
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	項目	排出水の汚染状態の値			排水の一日当たりの量 (m ³)
		変更後	変更前	変更後	
"	水素イオン濃度 (水素指数)	通	七・五	五・八	"
		常最大	八・六	八・八	
"	化学的酸素要求量 (mg/l)	通	二九・三	二九・三	"
		常最大	二九・三	二九・三	
"	浮遊物質 (mg/l)	通	三〇	三〇	"
		常最大	三〇	三〇	
"	室錠油類 (mg/l)	通	検出せず	検出せず	"
		常最大	二五	二五	
"	窒素 (mg/l)	通	一一・六	一一・六	"
		常最大	四・五	四・五	
"	燐 (mg/l)	通	〇・九八	〇・九八	"
		常最大	〇・九八	〇・九八	
"	排水の一日当たりの量 (m ³)	通	三、九九六	三、九九六	"
		常最大	三、九九六	三、九九六	

山口県告示第四百九十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 閑成

一 起業者の名称

山口市

二 事業の種類

山口市仁保公民館、山口市役所仁保出張所及び山口市消防団山口東部方面隊第一分団機庫建替事業

三 起業地

起業地

(一) 収用の部分

山口市仁保中郷字下西地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である山口市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行うための施設を整備することにより地域住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進が図られること、山口市の事務を円滑に処理するための庁舎を整備することにより地域住民の利便性の向上が図られること並びに消防の用に供する自動車、資材、機材等を保管するための施設を整備することにより地域住民の安全を確保することである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、利用者の利便性が高いこと、災害の発生時に消防車の迅速な出動ができること等を条件として、二案について比較検討した上で選定され

ている。
 工 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行うための施設を整備することにより地域住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進を図り、山口市の事務を円滑に処理するための庁舎を整備することにより地域住民の利便性の向上を図り、並びに消防の用に供する自動車、資材、機材等を保管するための施設を整備することにより地域住民の安全を確保するため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

山口市教育委員会事務局生涯学習課

山口県告示第四百九十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請があつた。

同法第二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十年十月十七日から同年十一月六日まで、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び下松市建設部土木課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年十月十七日

徳山下松港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一工区

下松市大字東豊井字宮ノ洲鼻七四二の三二地先公有水面

2 第二工区

下松市大字東豊井字宮ノ洲鼻七四二の三二及び同字七四二の三二に沿接する国

有海浜地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

次の1の地点から14の地点までを順次結んだ線及び1の地点と14の地点を結んだ線に囲まれた区域、15の地点から34の地点までを順次結んだ線及び15の地点と34の地点を結んだ線に囲まれた区域、35の地点から56の地点までを順次結んだ線及び35の地点と56の地点を結んだ線に囲まれた区域並びに94の地点から109の地点までを順次結んだ線、109の地点と110の地点を結ぶ平成八年秋分の満潮位（D.L. + 三・一〇メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地との境界線、110の地点と111の地点を結んだ線及び94の地点と111の地点を結んだ線に囲まれた区域

2 第二工区

次の57の地点と58の地点を結ぶ満潮位における公有水面と国有海浜地との境界線、58の地点と60の地点を結ぶ満潮位における公有水面と防波堤との境界線、60の地点から93の地点までを順次結んだ線、93の地点と111の地点を結んだ線、111の地点と110の地点を結んだ線及び57の地点と110の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 下松市大字東豊井字宮ノ洲の宮ノ洲四等三角点（北緯三三度五九分二七・四三六秒東経一三一度五二分〇八・〇九一秒）（以下「基準点」という。）から二七三度二九分三七秒三三・六二メートルの地点

- 2の地点 1の地点から三三一度五七分〇二秒二二・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一四一度五七分〇五秒六〇・一五メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一四一度五七分〇二秒八・二〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三三一度五七分〇五秒二・八〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三三一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三三一度五七分〇五秒五・七〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一四一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三三一度五七分〇五秒一・四・三五メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三三一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三三一度五七分〇五秒五・七〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一四一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三三一度五七分〇五秒一・五五メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一四一度五七分〇五秒三・八〇メートルの地点
- 15の地点 基準点から二八二度〇三分〇六秒二九一・六二メートルの地点

16の地点 15の地点から三二一度五七分〇三秒八・二〇メートルの地点
 17の地点 16の地点から五一度五七分〇五秒八〇・二〇メートルの地点
 18の地点 17の地点から一四一度五七分〇二秒八・二〇メートルの地点
 19の地点 18の地点から三二一度五七分〇五秒二・八〇メートルの地点
 20の地点 19の地点から三二一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
 21の地点 20の地点から三二一度五七分〇五秒五・七〇メートルの地点
 22の地点 21の地点から一四一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
 23の地点 22の地点から三二一度五七分〇五秒一四・三五メートルの地点
 24の地点 23の地点から三二一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
 25の地点 24の地点から三二一度五七分〇五秒五・七〇メートルの地点
 26の地点 25の地点から一四一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
 27の地点 26の地点から三二一度五七分〇五秒一四・三五メートルの地点
 28の地点 27の地点から三二一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
 29の地点 28の地点から三二一度五七分〇五秒五・七〇メートルの地点
 30の地点 29の地点から一四一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
 31の地点 30の地点から三二一度五七分〇五秒一四・三五メートルの地点
 32の地点 31の地点から三二一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
 33の地点 32の地点から三二一度五七分〇五秒五・七〇メートルの地点
 34の地点 33の地点から一四一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
 35の地点 基準点から二九六度三七分四秒二四七・五〇メートルの地点
 36の地点 35の地点から三二一度五七分〇三秒八・二〇メートルの地点
 37の地点 36の地点から五一度五七分〇三秒四三・九三メートルの地点
 38の地点 37の地点から二八度五七分〇二秒三九・五八メートルの地点
 39の地点 38の地点から二八度五七分〇二秒八・二〇メートルの地点
 40の地点 39の地点から三〇八度五七分〇二秒二・八〇メートルの地点
 41の地点 40の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 42の地点 41の地点から三〇八度五七分〇二秒五・七〇メートルの地点
 43の地点 42の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 44の地点 43の地点から三〇八度五七分〇二秒一四・三五メートルの地点
 45の地点 44の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 46の地点 45の地点から三〇八度五七分〇二秒五・七〇メートルの地点
 47の地点 46の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 48の地点 47の地点から三〇八度五七分〇二秒四・五一メートルの地点
 49の地点 48の地点から三二一度五七分〇二秒二・八〇メートルの地点

50の地点 49の地点から三二一度五七分〇三秒一・五〇メートルの地点
 51の地点 50の地点から三二一度五七分〇三秒五・七〇メートルの地点
 52の地点 51の地点から一四一度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 53の地点 52の地点から三二一度五七分〇二秒一・六六メートルの地点
 54の地点 53の地点から三二一度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 55の地点 54の地点から三二一度五七分〇二秒五・七〇メートルの地点
 56の地点 55の地点から一四一度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 57の地点 56の地点から三二一度五七分〇二秒一四・三五メートルの地点
 58の地点 57の地点から三二一度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 59の地点 58の地点から三二一度五七分〇二秒五・七〇メートルの地点
 60の地点 59の地点から三二一度五七分〇二秒一〇・一八メートルの地点
 61の地点 60の地点から五六度五七分〇二秒一五・六六メートルの地点
 62の地点 61の地点から一四六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 63の地点 62の地点から五六度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点
 64の地点 63の地点から三二六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 65の地点 64の地点から一四六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 66の地点 65の地点から一四六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 67の地点 66の地点から五六度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点
 68の地点 67の地点から三二六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 69の地点 68の地点から五六度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点
 70の地点 69の地点から一四六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 71の地点 70の地点から五六度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点
 72の地点 71の地点から三二六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 73の地点 72の地点から五六度五七分〇二秒二・六三メートルの地点
 74の地点 73の地点から三〇八度五七分〇二秒一四・四〇メートルの地点
 75の地点 74の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 76の地点 75の地点から三〇八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点
 77の地点 76の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 78の地点 77の地点から三〇八度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点
 79の地点 78の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 80の地点 79の地点から三〇八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点
 81の地点 80の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
 82の地点 81の地点から三〇八度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点
 83の地点 82の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点

二 埋立てに関する工事の施行区域

- 2 第二工区
七、三二四・三四平方メートル

(三) 面積

- 1 第一工区
三、二四九・三三平方メートル
- 111の地点 110の地点から三〇八度五七分〇二秒三五・七四メートルの地点
- 110の地点 基準点から二九〇度二五分五〇秒一三〇・二四メートルの地点
- 109の地点 108の地点から一二八度五七分〇二秒七四・一八メートルの地点
- 108の地点 107の地点から三八度五七分〇二秒八・二〇メートルの地点
- 107の地点 106の地点から三〇八度五七分〇二秒一一・五五メートルの地点
- 106の地点 105の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 105の地点 104の地点から三〇八度五七分〇二秒五・七〇メートルの地点
- 104の地点 103の地点から三八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 103の地点 102の地点から三〇八度五七分〇二秒一四・三五メートルの地点
- 102の地点 101の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 101の地点 100の地点から三〇八度五七分〇二秒五・七〇メートルの地点
- 100の地点 99の地点から三八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 99の地点 98の地点から三〇八度五七分〇二秒二・八〇メートルの地点
- 98の地点 97の地点から三八度五七分〇二秒一九・二〇メートルの地点
- 97の地点 96の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 96の地点 95の地点から三八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点
- 95の地点 94の地点から一二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 94の地点 93の地点から三八度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点
- 93の地点 92の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 92の地点 91の地点から三八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点
- 91の地点 90の地点から一二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 90の地点 89の地点から三八度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点
- 89の地点 88の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 88の地点 87の地点から三八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点
- 87の地点 86の地点から一二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 86の地点 85の地点から三八度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点
- 85の地点 84の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 84の地点 83の地点から三八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点

(一) 位置

1 第一工区

下松市大字東豊井字宮ノ洲鼻七四二の二八、七四二の三〇及び七四二の三一、同大字字宮ノ洲四七五、四七五の六、四七五の七及び同字四七五の六に沿接する道路並びに同大字字宮ノ洲四七五、同大字字宮ノ洲鼻七四二の三一及び七四三の一地先公有水面

2 第二工区

下松市大字東豊井字宮ノ洲鼻四七六の二、四七六の二一、四七六の二二及び四七六の二三、同大字字宮ノ洲鼻七三二の二四から七三二の三〇まで、七三六の五、七三七の五、七三八の一〇、七三八の二一、七四一の三、七四二の二五から七四二の二八まで、七四二の三〇及び七四二の三一並びに同字七四二の三一及び同大字字洲鼻四七六の二に沿接する国有海浜地内並びに同大字字宮ノ洲鼻七四二の三一から同大字字洲鼻四七六の二に沿接する国有海浜地を経て同字四七六の一四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

次の⑤の地点から⑧の地点までを順次結んだ線、⑧の地点と⑰の地点を結んだ線、⑰の地点から⑳の地点までを順次結んだ線及び⑤の地点と㉒の地点を結んだ線に囲まれた区域

2 第二工区

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線、④の地点、㉒の地点、㉑の地点、㉒の地点、⑱の地点、⑱の地点、⑰の地点、⑨の地点の各地点を順次結んだ線、⑨の地点から⑰の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑰の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から二四五度三一分〇七秒三三一・九八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三二〇度三七・四〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二八二度一五分九〇・六〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三五二度四〇分一五五・二〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から五一度五七分二六一・八〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一二四度二〇分一四二・四〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一六四度七六・四〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二〇六度一五・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二一九度三〇分六六・二〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二二〇度二〇分四五・五〇メートルの地点

用途	配置	規模
埋立地の前面に配置	埋立地の東側にあつて、北東から南にかけて位置の埠頭用地背後に配置	約八、九〇〇平方メートル
埠頭用地	埋立地の前面に配置	約三〇〇平方メートル
防災施設用地	埋立地の東側にあつて、北東から南にかけて位置の埠頭用地背後に配置	約三〇〇平方メートル

(二) 変更後の用途

用途	配置	規模
埋立地の前面に配置	埋立地の東側にあつて、北東から南にかけて位置の埠頭用地背後に配置	約八、四〇〇平方メートル
埠頭用地	埋立地の前面に配置	約一、九〇〇平方メートル
防災施設用地	埋立地の東側にあつて、北東から南にかけて位置の埠頭用地背後に配置	約三〇〇平方メートル
道路用地	埠頭用地及び防災施設用地を除く全域に配置	約一、九〇〇平方メートル

- 三 埋立地の用途
変更前の用途
- (一) 面積
- (二) 面積
- 第一工区
 - 三二、九二四・八一平方メートル
 - 第二工区
 - 四三、七三六・三五平方メートル

- の地点 ⑩の地点から二〇度一五分三三・三〇メートルの地点
- の地点 ⑪の地点から二〇度三〇分一三・四〇メートルの地点
- の地点 ⑫の地点から二六度一三・〇〇メートルの地点
- の地点 ⑬の地点から三三度三〇分一二・〇〇メートルの地点
- の地点 ⑭の地点から三三度一七・五〇メートルの地点
- の地点 ⑮の地点から三三度五〇分四三・〇〇メートルの地点
- の地点 ⑯の地点から二八度五八分二秒二二・〇八メートルの地点
- の地点 ⑰の地点から三〇度八分五七秒二秒四七・四〇メートルの地点
- の地点 ⑱の地点から二八度五七分〇二秒五・〇〇メートルの地点
- の地点 ⑲の地点から三〇度八分五七分五〇・三〇メートルの地点
- の地点 ⑳の地点から三三度五七分一五六・四〇メートルの地点
- の地点 ㉑の地点から三三度五七分〇二秒二二三・六〇メートルの地点

道路用地	埠頭用地及び防災施設用地を除く全域に配置	約一、四〇〇平方メートル
------	----------------------	--------------

四 申請者

- 山口市滝町一番一号
山口県
山口県知事 二井 関成
申請の年月日
平成二十年八月二十八日

山口県告示第四百九十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事

- (一) 工事場所 周南市臨海町地先
(二) 工事の概要

工	種	延	長
本	工	一三七メートル	
遮	工	一三七メートル	

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年十月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二三号
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十年十月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十一月四日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所(電話〇八三四一―二一―七八七)にすること。



(三九八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年十月十七日から平成二十一年二月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ファッションセンターしまむら昭和店
 - 所在地 宇部市昭和町四丁目五二五
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら	住 所	代表者の氏名
	さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号	野中 正人
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社しまむら	さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号	野中 正人
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年六月四日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、二五〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の収容台数
六二台
 - (二) 駐輪場の収容台数
一六台
 - (三) 荷さばき施設の面積
一〇三平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
二四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社しまむら 午前一〇時 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時四十五分から午後八時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日
平成二十年十月三日

(三九九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年十月十七日から平成二十一年二月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名
株式会社博多グリーンホ 福岡市博多区博多駅中央街三番一一号 菊谷 茂吉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

イオン株式会社	イオン株式会社	イオン株式会社
山本真沙子	山本真沙子	山本真沙子
有限会社オプト商会	有限会社オプト商会	有限会社オプト商会
株式会社イーシアアイ	株式会社イーシアアイ	株式会社イーシアアイ
イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社
村井 正平	村井 正平	千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号

四 届出年月日

平成二十年十月一日

五 変更年月日

平成二十年八月二十一日

(四〇〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年六月六日山口県公告(二三三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十月十七日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン周南

所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(四〇一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年六月六日山口県公告(二三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十月十七日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン周南
所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(四〇二) 地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、平成二十一年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十年十月十七日から同年十一月十七日まで

(四〇三) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項

の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十年十月十七日から同年十一月十七日まで

(四〇四) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県田布施農林事務所及び山口県周南農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十年十月十七日から同年十一月十七日まで

(四〇五) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧の場所
山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県萩農林事務所
- 二 縦覧の期間
平成二十年十月十七日から同年十一月十七日まで

(四〇六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
土木事業管理システム及び電子入札システム等改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十年九月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
四千五百九十九万六千三百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

(四〇七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年十月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十年八月八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号
- 六 落札金額
二億二千五百五十四万円
- 七 入札公告日
平成二十年六月二十七日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

平成二十年十月十七日印刷
發行

發行
行人所

山口
山口
県
知事
庁

定価一箇月
金二千七百円（送料共）